

2022年6月6日
逗子市議会

市議会議員期末手当支給における
事務処理の誤りについて
平成30年6月期の支給において過払いが発生しました

●平成30年6月期議員期末手当支給において、新当選議員への過払いが発生しました。

新当選議員への支給額を30/100として支給すべきところ、減額を行わず100/100の額を支給しました。

支給額の減額は「逗子市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」及び「逗子市職員給与条例」によります。

●過払いの人数・金額等

対象人数 3人

【一人当たり】正しい支給額 311,338円 誤って支給した額 1,037,796円 差額 726,458円

【差額の合計金額】3人分 2,179,374円

●誤った原因

議員改選時の注意事項を一部確認せずに、事務処理を行ったことによるものです。

●対応と再発防止に向け

対象となった方々に直接お会いしてお詫びと説明を行い、過払い分の返還を依頼しました。

事務手順の再確認を行い、チェック体制を強化し、事務処理に遺漏のないよう努めてまいります。

本件に関するお問い合わせ先：

議会事務局議会係 金(株)・田中

電話：046-873-1111 内線 403・406